

## 令和8年 第1回 東彼杵町議会定例会会議録

令和8年第1回東彼杵町議会定例会は、令和8年3月19日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	尾上 庄次郎 君	2番	児玉 隆行 君
3番	構 浩光 君	4番	吉永 秀俊 君
5番	大安 義和 君	6番	大石 俊郎 君
7番	口木 俊二 君	8番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	山口 厚 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	小林 竹哉 君
兼 選挙管理委員会事務局長		兼 農業委員会事務局長	
税 財 政 課 長	楠本 信宏 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	山下 勝之 君	兼 給食センター所長	
兼 千綿支所長			

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 井上 晃 君 主任書記 梶川 美穂 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 東彼杵町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第15号 令和7年度東彼杵町一般会計補正予算(第9号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第16号 令和7年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 5 議案第 17 号 令和 7 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 6 議案第 18 号 令和 8 年度東彼杵町一般会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 7 議案第 19 号 令和 8 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 8 議案第 20 号 令和 8 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 9 議案第 21 号 令和 8 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 10 議案第 22 号 令和 8 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 11 議案第 23 号 令和 8 年度東彼杵町水道事業会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 12 議案第 24 号 令和 8 年度東彼杵町下水道事業会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 13 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件
- 日程第 14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 6 閉 会

## 開 議（午前9時25分）

### ○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

### 日程第1 一般質問

### ○議長（浪瀬真吾君）

日程第1、町長の施政方針に対する一般質問を行います。

質問時間は執行部答弁を含めて60分以内。制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁とも簡潔明快にお願いします。

それでは7番、口木俊二議員の発言を許します。7番、口木俊二議員。

### ○7番（口木俊二君）

おはようございます。

先に通告していただきました令和8年度町長の施政方針について質問をしたいと思います。

#### 1、令和8年度施政方針について

本町も、いよいよ新庁舎建設に向けて本格的に動き出そうとしております。しかしトランプ関税の影響により建設資材の高騰に始まり、関連商品もあおりをもちに受けている状況であります。

（仮称）東彼杵町工業団地誘致にしても大和ハウス工業株式会社との基本協定が延期になるなど影響が出ています。

そこで、令和8年度岡田町長の施政方針について伺っていききたいと思います。

（1）子育て支援事業では、町立小中学校の給食費無償化や保育料の完全無償化、小中学校入学祝い金等々、岡田町政の真骨頂が随所に見られます。新たに「保育園留学」事業に取り組み若者が町内へ移住定住を目指しておられますが、具体的な内容をお伺いいたします。

（2）産業としての農林業の経営、住みやすく活力ある農山村の構築、高付加価値創出による農業所得向上等目指すとあります。新たな茶種「てん茶」の導入、新規作物による農業経営の複合化でさらに他業種による新しい「そのぎ茶」の開発や施設園芸者の後継者確保、林業・水産業・養殖・観光業について伺います。

（3）消防・防災の関連として、団員の確保、河川を活用した自然水利、第3分団員への準中型免許取得経費補助について伺います。

（4）道路インフラ整備に関しては、改良工事、補修工事の要望が各地区からヒアリングで数多く寄せられていると思いますが、優先して行う事業は、どのような事業を考えておられるのか、また、会計年度任用職員による草刈りや伐採も含めて、どのように考えておられるかお尋ねします。以上で登壇しての質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

それでは、口木議員の質問にお答えをいたします。

まず1番目の保育園留学事業の具体的な内容についてお答えをいたします。

保育園留学事業とは、都市部の子育て世代をターゲットに、東彼杵町での保育体験、移住体験、暮らし体験を子ども主役でパッケージ化した体験プログラムで、全国の、本町を含め18自治体で実施する広域連携事業となります。

内容につきましては、1週間から3週間程度ご家族で東彼杵町内の宿泊施設に滞在し、親は東彼杵町での暮らしを体験、子どもは町内の保育園に留学し、地元の園児と交流をいたします。

都市部では園庭もないビルに囲まれた保育園も多く、自然豊かな環境を子どもに体験させてあげたいというニーズが一定程度あるようでございます。

このようなニーズを取り込み、様々な人との体験を通して東彼杵町の魅力に触れてもらうことで、町の魅力度向上や東彼杵町のファンになっていただき、関係人口に繋げることが第一の目的でございます。

また、滞在期間中に発生する宿泊費や保育料の他、地元飲食店での外食や買い物、観光なども見込まれ、地域経済への好影響も期待できるものと考えておるところでございます。

更に、保育園留学自体をふるさと納税の返礼品とすることも検討しており、ふるさと納税の増加にも繋がる事業でもございます。

保育園留学事業の実施により、関係人口の増、地域経済の活性化などを目指しています。

既に、他自治体では、保育園留学をきっかけに移住に繋がった事例も報告されています。

本町での短期滞在を通じて、地域の自然環境や子育て環境の良さを実感してもらうことで、移住先として東彼杵町を選んでいただくことが第二の目的でございます。

次に、2番目の農林水産業及び観光業に関する質問についてお答えをいたします。

まず、お茶についてお答えをいたします。

全国的な傾向として、日本茶の国内消費量は年々減少をいたしており、それに伴い、お茶農家の収益が減少し、担い手不足や茶園の放棄地化などが深刻な課題となっています。

そのような中、世界的な抹茶ブームの到来は、本町の茶業に新たな可能性をもたらすものと考えています。

世界の抹茶需要は拡大を続け、2025年には輸出量が1万tを超え、輸出額は過去最高の721億円に達しました。

これは、健康志向の高まり、食文化の多様化、SNSによる情報拡散などが背景にあります。

今後も市場拡大が期待されることから、令和8年度には、JAがてん茶工場を新設し、さらに株式会社フォーティーズがてん茶ラインの増設を計画いたしております。

抹茶の原料であるてん茶は、一般茶に比べ単価が約3倍と高く、生産量も1.5倍程度見込まれることから、農家の収益性向上も期待できます。

本町としても、このチャンスを最大限に生かし、茶産地の生き残りをかけて支援をしていきたい

と考えているところでございます。

次に、施設園芸についてです。

施設園芸は収益性が高く、安定した生産が可能であることから、新規就農者の拡大を念頭に、引き続き支援を行ってまいります。

また、経営安定化に向けた新規作目として、JAが推奨するブロッコリーやカボチャなど、収益性の高い作目の導入を促進し、農業経営の複合化と安定化を図ります。

支援にあたっては、国県の補助事業を活用し、省力化機械等の導入を推進をします。

更に、担い手不足が進む中、農業後継者の確保に向けて、農業生産法人の規模拡大を支援するとともに、法人と連携した担い手育成にも取り組んでまいります。

林業につきましては、所有者不在や管理困難な森林が増加をいたしております。森林環境譲与税を活用し、町が森林所有者から委託を受け、森林組合へ再委託する森林経営管理制度を推進をいたします。

森林組合の業務委託を通じて、保育間伐など適切な森林整備を実施し、水源涵養や災害防止といった森林の公益的機能を高め、地域の安全と環境保全に貢献をいたしているところでございます。

次に、水産業についてです。

大村湾における漁獲量の減少や高齢化、担い手不足は喫緊の課題です。

特に、温暖化など複合的な要因によると考えられる漁獲量減少につきましては、放流事業や海底耕うんなどを継続し、関係機関と連携して対策を進めます。

また、令和8年度からは国庫事業を活用し、バナメイエビの陸上養殖に取り組めます。

稚エビから成エビ出荷までが約3か月サイクルと回転率が高く、資金を回しやすい点に加え、エビ市場の急拡大が見込まれることから導入を決定したものでございます。

既に先進事例もあり、遊休施設を活用した新たな取り組みとして、雇用創出や地域内経済の循環、ふるさと納税返礼品の活用など、地域活性化に大きく寄与することが期待されております。

最後に、観光についてお答えをいたします。

観光につきましては、町観光協会と町が連携して推進する必要があります。

今年度、町観光協会では、県単事業を活用し、外国旅行者向けとして町内農家や茶商と連携した約4時間のおもてなし型体験商品、国内団体旅行者向けとして約2時間の茶畑見学とお茶体験ワークショップ、更にライトな立ち寄り型向けとして観光案内所での利き茶体験やミニセミナーなどの商品を検討をいたしているところでございます。

また、昨年から開発を進めている大村湾を活用した体験型アクティビティでは、フィッシングやクルーズに加え、バナナボートやウェイクボードなどを楽しめる商品の造成を計画をいたしているところでございます。

これら観光協会による商品造成と並行して、町ではデジタルマップを活用した音声ガイドによる観光コンテンツの開発を進めてまいります。

次に、3番目の消防団に関するご質問でございますが、団員の確保、自然水利、準中型免許経費補助の算定についてお答えいたします。

まず、1点目の団員の確保についてでございますが、全国的な課題でありますので、国の方向性を含めてお答えをいたします。

地域消防力の強化に向けては、平成 25 年の第 2 次安倍内閣におきまして、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定され、国を挙げて強化することとなりました。

法制定の背景には、東日本大震災をはじめ、地震や局地的豪雨などの災害が頻発し、住民の生命、身体、財産を守るための地域防災力の重要性が高まっている一方で、少子高齢化の進行や自治体の枠を超えた通勤者の増加などが社会情勢の変化により、地域の防災活動を担う人材の確保が難しくなっている現状があるためでございます。

基本施策に消防団の強化等が規定され、消防団は、将来にわたり地域消防、地域防災力の中核として欠かすことのできない存在として位置付け、その抜本的強化のため必要な措置を講ずることとされています。

ここで定められている主な規定は、次の 3 点です。

まず、公務員の消防団員兼職に関する規定では、国家公務員や地方公務員が消防団員との兼務を求められた場合、任命権者は職務遂行に著しい支障がない限りこれを認めなければならないとされています。

次に、事業者の協力に関する規定では、従業員が消防団に加入、団員として活動できるよう配慮すること。また、活動に伴う休暇取得を理由に不利益な扱いをしてはならないとされています。

そして、消防団員の処遇改善に関する規定では、国及び地方公共団体は、出動訓練などの実態に応じた適切な報酬や費用弁償が支給されるよう必要な措置を講ずるとされています。

しかしながら、法制定後も全国的な消防団員数の減少傾向は続いており、平成 27 年に約 85 万人であった団員数は、令和 7 年 4 月 1 日には約 73 万 2000 人と 10 年間で約 12 万人、14%の減少となっているところでございます。

そのような中、昨年、大船渡市の林野火災、大分県佐賀関などの大規模火災を踏まえ、消防庁長官から本年 1 月に団員確保に向けた取り組みを一層推進するよう通知が発出されました。

その中で、消防団員確保に向けましては、積極的な広報の実施、ポンプ操法や年末警戒などの負担軽減、機能別団員、これは補助団員の活用ということでございます。企業、業界団体との連携、女性消防団員の推進などが示されています。

本町では特に補助団員の確保に力を入れる必要があるとし、今議会で補助団員への報酬を支給するための条例の一部改正をご提案し、議決いただいたところでございます。

消防団員として一定の経験を許される補助団員の確保は、有事の際に大変心強い戦力になると考えており、新入団員の確保を最優先としながらも、補助団員の確保を推進し、地域防災力を維持していきたいと考えているところでございます。

次に、2 点目の河川を活用した自然水利についてお答えをいたします。

河川の自然水利が利用できる場合防火水槽の設置に比べ、維持管理の負担が少なく、また安定した水量が確保できることから、活用可能な河川につきましては積極的に利用していきたいと考えているところでございます。

令和 4 年 3 月に発生した山田地区の建物火災では、山田川の水位が低かったため、自然水利としての取水ができず、彼杵川本流からホースを延長し、消火活動を行いました。

この対応には時間や人手、労力を要し、今後の課題として認識しているところでございます。

こうした課題への対策として、河川の浚渫などにより水利を確保する工事が必要となりますが、

今、低水位でも取水が可能な低水位ストレーナーという器具がございますので、これを購入し、配備する計画でございます。

なお、自然水利を活用する際には、足場が悪い、滑りやすい、特に夜間は危険が増すなど消防団員の安全確保が最も重要でございます。

そのため、取水場所の選定にあたっては、安全を最優先とするよう、団長を通じて各分団にお願いをしているところでございます。

次に、3点目の第3分団員への準中型免許取得補助についてお答えをいたします。

第3分団は、大野原演習場を管轄区域に有していることから、防衛省補助事業を活用し、水槽付消防ポンプ自動車1.5t水槽を配備をいたしております。

このタンク車は、水利の確保が困難な現場においても初期消火が可能であり、火災現場が管轄外であっても第3分団に出動指令を行うなど、初期消火において極めて重要な役割を担っております。

しかしながら、平成29年の準中型免許区分の新設により、それ以降に普通免許を取得した団員は、車両総重量7.5tを超える車両を運転できず、タンク車を運転できる団員に限られる状況となっております。

この状況に対応するため、令和4年度には、第3分団0B7名に補助団員として再入団いただき、運用体制の確保を図ってきたところでありますが、若年層における準中型免許者は少なく、長期的な体制維持に課題がございました。

そこで、令和8年度予算におきまして、第3分団を対象とした準中型免許取得経費の補助として、1人当たり10万円を限度に5人分、計50万円を計上させていただいたところでございます。

次に4番目の町道インフラ整備、会計年度再任用職員の活用の件についてお答えをいたします。

令和8年度の町単独事業として各地区から要望をいただいております道路改良補修等につきましては、現在111か所での要望を受けております。

これらにつきましては、現地確認を行った上で、各地区における優先順位や道路の損傷状況、通行の安全性などを総合的に判断し、緊急性の高い箇所から優先的に対応してまいりたいと考えております。

加えて、できる限り多くの地区の要望に応えられるよう、極力要望を頂いている各地区で少なくとも1か所以上の対応ができるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、除草作業や低木の伐採等につきましては、地域の皆さまにもご協力をお願いしながら進めていくこととしておりますが、交通量が多く、地域での対応が困難な路線につきましては、町の会計年度任用職員4名により対応してまいります。

具体的には、広域農道や、町道1級2級路線、また国道のう回路として重要な路線などを中心に、除草作業や低木の伐採作業を実施し、安全な通行環境の確保に努めてまいります。

更に、住民の皆さま、特に子育て世代の利用が多いシーサイド公園の維持管理作業についても併せて実施し、安心して利用できる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上、登壇しての回答といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

はじめに、1 つ目の主要な施策についてですが、子育て支援と関係人口の創出について質問をさせていただきます。

これまで、小中学校の給食の無償化、保育料の完全無償化及び通学定期券の支援等々人口の社会増につながっていると思います。

まさに、岡田町長の真価発揮が随所に見られ、色々な面で期待が膨らんでいきます。

そして、今年度は、新たに内閣府の地方創生事業、地域未来交付金を活用し新たに保育園留学事業に取り組みたいとしておられます。

はじめに、都市部に住む子育て世代が町内の宿泊施設に滞在しながら町内の子ども園に一定期間留学をさせて交流を図るとありますが、今、先ほど、町長の答弁では、17 自治体だったのですかね、18 自治体と言われましたけれど、これは県内だけの自治体なのでしょうか。それとも県外、遠い所を想定しての 18 自治体の保育園留学ということで取り組みたいとされているのかお聞きをいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

遠い所では全国でありますので北海道ですね、北海道、それから岩手県、京都、東京は青梅市っていう所がそういう、事業をされておりますが、そういうことであります。

九州ではですね、熊本、それから、宮崎、鹿児島、鹿児島は特に錦江町というところがもう先進地みたいなことになっておりますので、ここが代表みたいなことに、連携の代表となってるようなところがございますので、全国的に展開できるのが非常にこの事業としては良いのじゃないかなと私は考えているところがございますので、今からそういう、みなさんと連携しながら、他の地域からでもここに来ていただいて。

特にですね、山田子ども園につきましては園庭が芝生でございまして、非常に東京で発表された時に人気があるそうです。都会ではやっぱりグラウンドがないもんですからですね。そういう形でございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

そうしたら、18 自治体、全国、北は北海道から九州鹿児島。ということで 18 自治体挙げられておられますけれども、その 18 自治体には申請と言うか、どのような形で、申請と言いますか送付をされるのか。こういう国からの事業があつて、そういういったところで東彼杵町でしますよとたぶん発信をされると思いますけれども、18 自治体がいっぺんにこう送付をされるのか。近い所から順番にやっついていかれるのか。どのような形で発信をされるのか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

先ほど町長がお答えしましたこの事業は 18 自治体の広域連携事業ということで申請をいたします。18 自治体が一括して国の方に補助金、事業計画等を申請をするものです。

その代表幹事の町というのが鹿児島県の錦江町ということで、錦江町には企画係の職員、そしてこども健康課の職員が視察に行っておりまして、この事業に取り組むということでですね、提案をしたところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

そしたら、東彼杵町はこども健康課が担当ということで理解していいですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

この事業の目的というのが、関係人口づくり、そして将来的な移住へも狙っております。

そういうことで、移住系の施策ということでこの事業については総務課の方が主管となって行いますけれども、事業の中身、進捗によってはですね、こども健康課と相談しながら、内容については対応するというところもあるかもしれません。よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

わかりました。

次に、町の魅力や地域住民との交流を通じて関係人口の創出ということで言われておりますけれども、この保育園留学、費用対効果はどのような考えを持っておられるのかお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

費用対効果につきましては、先ほど申しましたように、こちらに一度体験できていただいて、そして1週間か3週間いらっしゃる方がですよ、やっぱりここに永住したいということですね、一応狙っておりますので。

そういう形で、家族、一度こっちに移住をしていただく、そういう関係人口を強くしていきたいということが、費用対効果を担っているところでございますので、一度ここに来ていただいて、お戻りになってまたやっぱりそこに住んでみたいと、長期的にですね、それは移住です。そういう形で進めていきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

今度、8年度からやられるわけですが、もし、すぐには言いませんけれど、何年かのうちに、ずっと継続してこの制度をやられて、もしもですよ、成果が出なかった場合は、今、8年度から保育園留学自体、見直される考えは、今はまだたぶんない、先に進めるような考えでしょうけど、もし成果が出なかった場合の町長のお考えは。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

今後実施する事業ということでもありますけれども、その成果の指標ということですね、参加者数、そして参加者の満足度、そしてリピート率、そういったものをですね、指標として、その成果を考えていきたいというふうに考えておりますけれども、その成果があまりにも限定的ということであればですね、良い方向にまた改善をしていきたいというふうに考えております。

なぜこの事業に取り組むかということ、第一目的として関係人口、そして次に定住ということなんですけれども、うちの人口増施策というのが、空き家バンクとか遠距離通勤とかですね、入学とかそういった部分での事業を展開しております、あと残されているのが子育てと、あとは教育というところに今後ウエイトを置くべきだということで、その一環ということですね、まずはこの関係人口ということでこの事業を考えたところでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

18自治体のうち、総務課が担当と言われましたけど、総務課で想定されている1年目、2年目の自治体、申し込みと言いますか、自治体から申し込まれるわけですよ、個人で申し込まれていくわけですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

先ほどですね、申し上げた18自治体、これ東彼杵町も入りますけれども、18自治体で、キッチハイクという事業者へ委託をして、その委託業者がホームページ等を使ってですね、全国に公募を

します。

その個人がどこそこの町いろんなインターネット上でですね、この 18 自治体の子育て環境を見て自分が気になったところに申し込むということで、あくまでも個人が、この 18 自治体のいずれかにそういう体験留学を希望して申請をするといった制度でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

そしたら次に、2 つ目の質問をいたします。

農林水産業の振興についてお伺いをしたいと思います。

産業として成り立つ農林業の経営と快適で住みやすく活力ある農山村の構築のため、強い経営体の育成や高付加価値創出による農業所得向上と活性化を目指すとなります。

また新たな茶種てん茶の導入拡大や他業種との連携によるそのぎ茶の開発等への支援とありますが、その他、農業施設に関する支援を考えておられるようですが、その中でもお茶の、てん茶について伺います。

今、日本に限らず世界的な抹茶ブームになっており、本町は、やや出遅れ感もあるような気がいたしておりますけれども、設備投資にも多額の費用が掛かり限りがあると思っておりますが、鹿児島や静岡辺りは動き出しているようですが、てん茶工場は、今後国内でも、お茶の生産地はですね、この抹茶、てん茶の増加が見込めると町長は考えておられるのかどうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

このてん茶工場は抹茶を作る工場でございますけれども、今全国的にもやっぱりそういう方向に流れがいつてるもんですから、鹿児島もそうですね、隣の嬉野市も今年度から始める、工場の建設に入られます。

ですから、今まで西九州は東彼杵だけでよかったんですけども、本当にそっちのほうのお茶の奪い合いになるっていうことは間違いないのでですね。

ただ、反面、そのリーフ茶が、その土地が全部そのてん茶のほうに回ってしまえば、かなり厳しい状況になるということで消費者の方も結構危惧をされているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

そしたら、東彼杵町でお茶を生産されている農家がありますけども、そういった方たちは、たぶん JA とか何とかを通じて話があっていると思っておりますけれども、今度は JA のほうに補助金を出して工場が新たに、新たにちゅうか改築されて機械が入ると思っておりますけれども、他にこうやってみたい、してみたいと思われる、設備投資も掛かりますけれども、やってみたいという他の農家の方のお話を聞いたことがありませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

まだ今のところ情報は入ってきておりません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

JAを通じてそういった話もいっていると思いますけれど、全然こう耳に、町長のほうには耳に入っていない。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、この工場がですよ、予算に上げてお願いしているとおおり、もう数億掛かるもんですから簡単には始められません。

ただ、農家の方は、今度はこっちのほうのが就労が良くなれば、もうやめようという方もですよ、私の予測ですけどこっちのほうの、てん茶のほうに今栽培されたお茶がそっちに回ってくるんじゃないかなと。価格もいいもんですからですね。

だから、フォーティーズは今までしたのをまたラインを増やすということでございますので、JAがされる釜って言いますか、乾燥させる、あれはフォーティーズのほうはですね、もうレンガでピシッとしてありますもんですから、もうちょっと農協から来たのをまた再生する可能性もあります。

農協としては、そういう形で拡大して行って、収量を増やすのも当然収益も増やすのも当然でございますが、茶畑が荒れないようにするための対策も兼ねておられるんじゃないかなと。もう本当に値段が上がらなかったからお茶畑をやめる方も増えてきてまして、特に千綿地区はもうないですかね。茶友さんの、商社名を出して申し訳ないですけど、松尾さんと、それで蕪にちょっとあるだけで、やめる方が多いですね。

だから、そういうのも含めて、そういうてん茶のほうに、その材料をですね、持っていくような形になるんじゃないかなと思っておりますので、他の始めたいという方はもう今のところいません。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

また、てん茶のほうに回って生産が拡大したらリーフ茶のほうが少なくなってそっちのほうもいかなという気持ちもするわけですけど、今、国内流通だけでなく海外にも輸出をされておると思いますけれど、JAの方も今度工場をされますけど、JAも輸出を狙った計画はあるんでしょう。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

おっしゃるとおり JA のほうも計画はあるようです。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

次に、陸上養殖のバナメイエビについてお聞きをします。

陸上養殖で期待されるバナメイエビの事業者は決まっていないと思いますけれど、養殖事業者はどのような形で決定をされるのかお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

こちらはプロポーザル、公募による決定となります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

新年度でしょうけれど、公募される時期は決まっているのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

一応今日、ホームページでですね、今日から情報を流しております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7 番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

町広報紙。

○——△——

ホームページです

○7 番（口木俊二君）

ホームページだけでしょうか。あとの発信というのはいないのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

ホームページだけで、今のところホームページだけでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

予算のですよ、議決が今日からでございますので、今日というか、その議決が受けてからの開始になりますので、今日といっても1報はもうたぶん入れてると思いますけれども、3月19日っていうのは今日の予算の議決後、ちょっとこれがもう駄目だったらもう駄目になるということで、1報を入れていると思います、予算が議決されたら公募しますよということで。

だから、その辺がちょっと誤解がないようお願いをしたいんですけれども、よろしく願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

わかりました。

養殖のバナメイエビが順調に進んだ場合、先ほども、町長答弁を頂きましたけれど、順調に進んだ場合、ふるさと納税返礼品として将来どのような形で考えておられるのか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

道の駅を通じまして活用していきたいと考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7 番（口木俊二君）

ちょっともう一度お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

道の駅のほうを通じまして活用していきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私が申しましたのは、道の駅で、バナメイエビができれば真空パックでしないと、ふるさと納税はもう対応できませんので。そういう形で、数量が増えてきたら加工施設を利用させていただいてそこをお願いをしたいと考えているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

もし順調に行ったら、道の駅の加工所で生産と言いますか、パックして、そこから発送という形でされるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そのとおりでございまして、生ではちょっと送ったりできないものですから、ちょうど機械設備もあるものですからですね、加工施設の方に真空パックが。そういうことでお願いをしたいということでございます。

で、販売も、道の駅でもし販売できればそういう形でも販売をしながらですね、魚介類が少ないものですから、そういう形でお願いしたいと思っています。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

次に、観光についてお尋ねをいたします。

「みんなで磨く！観光まちづくり」の中で、大村湾でのフィッシングやクルーズなどアクティビティ商品とありますが、この前、総会があったみたいなんですけど、東彼杵海業推進協議会というのが何か立ち上がってとお聞きしましたけれど、それとの関連はあるのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

おっしゃるように、海業の推進協議会立ち上がりましたが、こちら海の方ですね、観光協会のようにしてフィッシング、クルーズ、トレジャークルーズなどですね、観光のほうのコンテンツを開発していきたいと考えております。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

そしたら、その海業推進協議会というのを、会が上げられましたけれども、主な責任者と言うか、地域おこし協力隊が入っておられるとしましたけど、その方がクルーズのほうもたぶん、フィッシングをされると思いますが、その方が主体となってやられるわけですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

おっしゃるとおりです。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

8年度からだと思えますけれど、ある程度協議をされて、そういう話は進みつつあるんですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

そうですね、はい、進んでおります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

どのような形で進んでおられるのか。この前紹介がありましたけれども、私は直接いっていないのでちょっとわかりませんが、もうすでに1回か2回か新年度に向けてそういった話が、具体的な話が出てきているのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（小林竹哉君）

まだ話し合いのほうはこの前の総会以来あってはおりません。

総会と総会後の懇親会のほうで、これからの計画を話されておりました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、協力隊の方がですよ、魚も収量もそうですけれど、浦の漁港の施設を借りて、朝市とかま  
ずやって人を集めて儲かる漁業にしたいということでございまして、次にこの若い人が続くような  
育成も兼ねてですね、協力隊の方が先にそういう形で進めるということでございましたので、その  
ボートももう当然でございまして、漁港で漁業の収量、それを上げて、売り上げを上げて推  
進をしたいと、若い人が続くようにですね。儲かる漁業をしたいということで、そういう具体的な計  
画も話されておるところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

そしたらですね、儲かる漁業を目指してということで、期待をいたしております。

次に、3つ目の質問ですけども、消防・防災について質問をさせていただきます。

本町は、都市部と違い町部から離れると住宅が点在している地区があります。防火水槽や消火栓  
は充実はしていますが、なかなか河川の水に頼らざるを得ない所があります。

その中で、ちょっと質問したいんですけど河川、先ほど町長も言われましたけど、河川水利を  
活用した、活用したというか、有事の時使用する時に低水位ストレーナーというのが、私は初めて  
聞いたんですけど、あると伺いましたが、この低水位ストレーナーと言うのはどういう機材なので  
しょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

低水位ストレーナーというのは、通常の給水管はちょっと竹筒みたいになってるところで、深く  
ないと水が給水できませんけれども、平べったい円盤みたいになってるんですよ。それで、直接、  
川の下について5cmぐらい水があれば、横から給水するような形で、低水位ですので。普通の給水  
管がやっぱりもう30cm、50cmないと取れませんけども、ちょっとした川で水たまりを作れば、そ  
こから吸い上げることができるっていうのがですね、新しい導入した消防車には付いてございまし  
て、7分団、8分団、それから4分団のポンプ車、それから3分団の先ほど言いましたタンク車、  
これには付いているんですね、新しく、給水管が。

だから、給水管のシステム自体が違うもんですから、円盤みたいに底がなって、直接河床について5 cmぐらいの水位があれば横から水を集めて吸い上げ、こういうことができるようになっておりますので。

ただ、今までの1分団、2分団、5分団、6分団、1、2、5、6はまだ取り替えてないということで、順次進めていきたいと思っております。そういう形の給水管ですね、低水位で。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

今までの給水管の取り入れ口は竹で編んであった吸い口があるんですけど、それは空気が入ったら水が出ないとか、藻とかごみが詰まったら水を吸い上げにくい、使いにくい、使い勝手が悪い所がありましたけれども、この低水位ストレーナーというのは、そういった問題はクリアしてるんでしょうかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、もう市販されて、ずっと他所の消防も使っておりますので、しかし、全然水位がない所はちょっと厳しいですけれども、やっぱりある程度ないと、水を溜めないで5 cmはないと駄目なもんですから、通常の河川もやっぱりちょっと水を溜めるような形でしなきゃいけないかもしれません、その時ですね。ただ5 cmあれば吸い上げることができるので、今までの給水管とは違う性能でございますので、そういう形です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

今、4個分団ですかね、それが支給されていると、配備されているということで、その配備されている分団から特段苦情と言いますか、要望は、そのストレーナーに対してそういった問題は挙がってきていないのですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のところそういう苦情とか何とかは挙がってきてませんので。

ただ、皆さんに周知するためには、1回配備してない分団にちょっと1回模擬放水、そういう形も、あるいは取り付けができるもんですから、別に、この一番下の器具だけあればですね。そういう形で進めたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

先ほどちょっと町長が答弁されましたけれども、河川の水利を使い、給水する時の団員の安全性ということで、先ほどお答えしていただきましたけれども、もう一回、お願いします、聞き漏らし

たところがありましたので。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

安全性につきましてはですよ、やっぱり河川に降りて行って、その給水をしなくちゃいけないので、やっぱりこれは先ほど言いましたように、訓練の時に十分練習をしなくちゃいけないと思っております。

夜間は特に提体を降りたりする時に滑ったりするものですから、もう慌てないで、そういう形で訓練を十分続けていかないと危ないかなとは思っておりますが。

ただ、本当に河川があれば、海側の集落地は海水を上げる可能性もございませけれども、本当に上の地域はですね、もう河川しかないものですから、そういうことは本当に十分共有していかなくちゃいけないと思います。足場がまず悪いものですからですね。危険な場所ではありますので、安全性を本当に十分訓練で確保していきたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

次に、準中型免許取得に補助をされるということですがけれども、普通免許との違いを教えてくださいたいと思います。

この補助は今のところ3分団だけの5名ということでお聞きしましたけれど、将来的に他の分団員にもそういった形で補助を出される考えはあられるのか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

まず普通免許ですね、普通免許の場合であればですね、車両重量が3.5t未満及び最大積載量2t未満の車両を普通免許で運転できると。

準中型になりますと3.5t以上4.5t未満ということになっておりまして、現在、平成29年3月12日に法が施行されておりまして、おそらく今の年齢でいうと28歳か9歳の方以下は普通免許であればですね、3分団のタンク車というのは運転できないような状況でございます。

今のところですね、車両のこれに準中型引っかかるのは3分団だけでございます。

また、幸い補助団員の方もいらっしゃいますので、現段階では他所の分団まで、この話を持っていくというのは、現段階ではまだ考えておりません。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

ちょっとこれ通告はしてなかったですけど関連で、もしよかったらお答えいただければと思います。

1分団の詰所が新年度移転新築する予定ですが、アバウトで結構ですので、時期がいつぐらいになるのか、もしよかったら、教えていただけたらお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、用地買収を進めておまして、登記が済み次第その契約といいますか、こちらからお金を払う予定ですので、その後、もう設計はできているものですから、その後進めますので、ちょっと時期がいつ完成するかはまだ言えないんですけども、もうちょっとで用地が完了するところですので、よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

最後、町道のインフラ整備について伺います。

中尾本線や大野原高原線、深澤道路の改良工事が引き続き継続して行われますが、各自治会からのヒアリングで要望があると思いますが、工事の進め方はどのような基準で優先順位を決めておられるのか伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは建設課のほうにもう私は任せはしてるんですけども、やはり道路の損傷の具合とか、通行の安全性、この辺。それから本当に生活道路線の重要性、この辺を見ながら、たぶん建設課も順位をつけて私の方に決裁が上がってくると思っておりますので。

そういう形で、本当に危険性がある所をまずクリアしていかなくちゃいけないと思っておりますので、限られた予算でございますけれども、そういう形で順次進めていきたいと思っております。

ただ、最初答弁しましたように地域のバランスも考えながら、一地域だけに1か所で集中することがかなり他所の地域ができないということもあるんでしょうけども、今言いました111か所の中から選んで、一気ににはもうできませんけれども、そういう形で進めていきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

最後の質問になりますけれども、会計年度任用職員は、現在4名の方で作業をされていると思いますが、新年度の作業にもよりますけれども、今の職員4名体制で引き続き作業をされていくのか。

それと、この任用職員がシーサイド公園の管理をするということでお聞きしましたが、他の町道等の維持管理に影響が出ないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

会計年度職員の方4名の体制でいかないと、なぜかと申しますと、班を作るのにですよ、やっぱり1人でされるのはちょっと危ないもんですから、2人2人で組みながら事業を進めるということで、4人体制を組ませていただいております。

それから、シーサイド公園につきましてですね、建設課長に説明させていただきます。建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

現在4名で動いていただいているところなんですけども、実際町道を全て4人で管理するっていうのは不可能でございます。

なので、地域に、住民にですね、お願いするところはお願いして、あと4名でお願いする所は、先ほど町長も申しましたように、1級町道、2級町道、あと国道のう回路となっている所を重点的に動いていきたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

もう一回建設課長に。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

シーサイドもですね、シーサイドをすることで町道のほうに影響がないと言えないとは言えないんですけども、シーサイドの遊具広場のほうになるんですけど、あちらもですね、利用者数がかなり多いものですから、あちらの方で怪我されると、またうちの責任になりますので、あちらのほうも重点的に。

それと町道の方もできるところまでになってしまいますけども、4人体制で頑張っていたきたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

今4名でされておりますけれども、シルバー人材センターとの絡みもありますけれども、たぶん今の4名体制ではちょっとしんどいかなというところもありますけれども、増やす計画は今のところ、どのような考えですか。できるかできないかで結構です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

シルバー人材センターとの兼ね合いもございますけども、その4名はもう予算上もありますので増やす考えは私はありません。

それと、役場で対応、すぐ即応力があるものですから、もう頼んでちょっと時間が掛かるよりも、そこをしてくれ、あそこをしてくれという時に4人ここで会計年度がいれば、速戦ですぐ対応ができるという速効性、その辺を鑑みて私はそこをお願いをしているところでございますので、シルバーはシルバーとしてまた発注をするところはしていきたいということで考えているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

7番、口木俊二議員。

○7番（口木俊二君）

質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これで、7番、口木俊二議員の質問を終わります。

日程第2 議案第1号 東彼杵町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、議案第1号東彼杵町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、大石俊郎議員。

○総務厚生常任委員長（大石俊郎君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第1号 東彼杵町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

2 審査年月日

令和8年3月9日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長、会計管理者を除く課長及び教育次長並びに財政管財係長の出席を求め委員会を開催しました。

本件は、令和7年11月13日公布の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に基づき整備する必要があるものである。

慎重に審査した結果、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、この基準は新規条例であり、特定乳児等支援事業者の受け入れ態勢の充実と町の支援・補助を求める意見がありました。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号東彼杵町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第15号 令和7年度東彼杵町一般会計補正予算（第9号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第3、議案第15号令和7年度東彼杵町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、大石俊郎議員。

○総務厚生常任委員長（大石俊郎君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第15号 令和7年度東彼杵町一般会計補正予算（第9号）

2 審査年月日

令和8年3月9日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長、会計管理者を除く課長及び教育次長並びに財政管財係長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億2418万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億3548万円とするものである。

今回の補正予算は、歳出については、各種事業の減額及び決算見込みによる減額が主であ

るが、総務費に生活交通路線維持費補助金 130 万 1000 円など 204 万 1000 円、衛生費に新型コロナワクチン接種体制確保事業費補助金前々年度返還金 71 万 2000 円、農林水産業費に新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（米）6880 万 1000 円や新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金（茶）6 億 7260 万円など 7 億 4532 万 5000 円、消防費に広域市町村圏消防事務委託料 382 万 2000 円、教育費に副食食材費 160 万円など 196 万円を追加計上するものである。

歳入については、特定財源として、国庫支出金 6814 万 6000 円、寄附金 2 億 4600 万円、繰入金 2 億 71 万 1000 円、町債 1 億 2650 万円を減額計上し、県支出金 7 億 2642 万 1000 円などを追加計上したものである。一般財源として、諸収入 925 万 1000 円を減額計上し、地方交付税 1 億 4684 万 4000 円を追加計上したものである。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、ふるさと納税の大幅な減収（約 6400 万円）が想定されるが、自主財源の乏しい本町においては非常に憂慮すべき事態であるので、早期の回復に向け町の総力を上げ最大限の努力をされたいとの意見がありました。以上であります。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、議案第 15 号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで議案第 15 号の討論を終わります。

これから、議案第 15 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号令和 7 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 16 号 令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 4、議案第 16 号令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。総務厚生常任委員長、大石俊郎議員。

○総務厚生常任委員長（大石俊郎君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 16 号 令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

2 審査年月日

令和 8 年 3 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長、会計管理者を除く課長及び教育次長並びに財政管財係長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 309 万 7000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 9203 万 2000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出については、各種介護サービス利用者の増減等に伴い保険給付費 280 万円、システム改修業務の延期等に伴い地域支援事業費 29 万 7000 円を減額計上するものである。

歳入については、保険給付費及び地域支援事業費の法定負担分として、保険料を 65 万 4000 円、国庫支出金 41 万 2000 円、支払基金交付金 68 万 4000 円、県支出金 92 万 1000 円、繰入金 42 万 6000 円を減額計上したものである。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、議案第 16 号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで議案第 16 号の討論を終わります。

これから、議案第 16 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号令和 7 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 17 号 令和 7 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 5、議案第 17 号令和 7 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。産業建設文教常任委員長、大安義和議員。

○産業建設文教常任委員長（大安義和君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 17 号 令和 7 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）

2 審査年月日

令和 8 年 3 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

今回の補正は、資本的収入及び支出において、国庫補助対象事業である社会資本総合整備交付金の補正予算の配分があったことから、令和 8 年度施工予定の水道総合地震対策事業を前倒して施工するため、収入では企業債 3290 万円を追加計上し、国庫補助金 1596 万円を新たに計上する。

また、支出では水道管耐震化工事里地区 8176 万 3000 円を計上するものである。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案とおり可決すべきものと決定しました。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、議案第 17 号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで議案第 17 号の討論を終わります。

これから、議案第 17 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号令和 7 年度東彼杵町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 41 分）

再 開（午前 10 時 53 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6 議案第 18 号 令和 8 年度東彼杵町一般会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 6、議案第 18 号令和 8 年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長、児玉隆行議員。

○予算審査特別委員長（児玉隆行君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 18 号 令和 8 年度東彼杵町一般会計予算

2 審査年月日

令和 8 年 3 月 10 日から 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長、課長補佐、係長及び会計管理者並びに教育次長、参事に出席を求め委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66 億 8500 万円とするものである。

歳入では、普通交付税において、地域社会再生事業費などが引き続き措置されたことに加え、給与改定による人件費高騰や物価高に対し、前年度より 8000 万円の増額が見込まれている。

歳出では、令和 8 年度から新庁舎建設のための継続費 17 億 5000 万円が計上され、社会保障経費や公共施設の適正管理事業等に伴う関連経費及び物価高騰に伴う経費の増加など、前年度より 1 億 820 万円（1.6%）の増となっている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、ふるさと納税の寄附額の減少については、原因をしっかりと分析し対策を図られたい。また、実証実験を実施する陸上養殖や新規事業については、期待される効果が確実に達成されるよう注視されたいとの意見がありました。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、議案第 18 号の討論を行います。

討論の順序は、はじめに原案に反対者の発言を許します。6 番、大石俊郎議員。

○6 番（大石俊郎君）

私は、議案第 18 号令和 8 年度東彼杵町一般会計予算に反対をいたします。

まずはじめに、断っておきますが、全ての事業に反対するものでないことを申し述べておきます。

少し長くなりますけれども、ご清聴よろしく願いいたします。

反対する大きな理由は、予算書 11 ページに計上されています継続費（庁舎整備事業）が、令和 8 年度から令和 11 年度にかけて、総額 17 億 5000 万円であることにあります。

震度 6 又は震度 7 の地震が東彼杵町に起こった場合、町長が言われるように、今の庁舎においては、甚大な被害が起きる可能性があることは、私も町長と同じ認識です。

また、防災拠点としての庁舎もなんとかしないとイケません。

ただし、この事業は、町民の将来に関わる大きな事業であり、慎重に慎重を期して判断すべき事業だと思っております。

現状、必要な町のインフラ整備には、水道管の耐震化、町道や橋梁の整備等優先度の高い事業が山積みです。

町は、これらの事業にも莫大な財源が必要であると試算をしておられます。

水道管の耐震化整備はまだ 2 割程度しか進んでおりません。町に埋設されている水道管の長さは約 183km におよびます。うち耐震化されている水道管は約 20% の 35km 程度です。

平時の今でも、町内各地で漏水事案が多数発生しております。水道管の整備が遅れたら、漏水率は高くなりそれが水道料金に跳ね返ってきます。水道管の整備も急がれます。

そのうえ、震度 6 又は震度 7 などの地震が東彼杵町に起こった場合、水道管はどうなるのでしょうか。能登半島地震においては、大規模な水道管の被害が発生し、多くの住民の方が約 1 年間にわたり町を離れるという事態が発生したことは、まだ皆さんの記憶に新しいことと思います。

また、小中一貫校の校舎建設も課題です。

今、教育委員会で検討されています小中一貫校ですが、新校舎を東彼杵中学校の所に建てたとしても。そうした場合、今の彼杵小学校や千綿小学校も空きます。旧大楠小学校校舎も未活用です。

新校舎建設には過疎債が活用できます。しかし、新庁舎建設には過疎債を活用することはできません。

したがって、過疎債適用期間である今、小中一貫校の校舎を建設すべきと、このように考えてお

ります。

庁舎よりも、まず教育環境を行えることは、若いお父さん、お母さん、未来を担う子どもたちの願いであり、町外から若い世代の転入を促す大きな要因になると、このように考えております。

彼杵小学校や千綿小学校は耐震化されています。耐震化されているそれらの施設がないのであれば新庁舎建設もやむを得ないでしょう。しかし、転用可能な施設があるわけです。それらを最大限に活用し、多くの借金を若い世代に委ねることを避けなければなりません。

町の計画では、今現在 15 歳の方が 54 歳になられたとき返済完了となっております。

これから、東彼杵町の人口は減少し、2045 年には約 5,000 人になると想定をされています。そうなれば、地方交付税は減少、住民税等も減少、高齢化比率も 50%を超えてくると想定されております。そのような状況の中で借金返済をしていくこととなります。

つまり、数少ない町民の肩に大きな負担がのしかかるということです。

町長は、新庁舎財産ですと言われています。確かに財産ですが、私は町民にとっては負の財産になると捉えております。

若い世代に長期間にわたって多額の借金返済を託すこととなります。そうなれば、身軽な若い世代の方々には町外に転出されるのではないかと、このように危惧しております。

将来を見据えた時、新庁舎は町民にとって真の財産であるとおのうに言えるのでしょうか。

町長は、新庁舎建設にあたり、町政懇談会等で一定の理解を得られ、説明責任を果たしたと認識しておられます。しかし、果たしてそうでしょうか。

町政懇談会に参加された町民の数は 559 名でした。有権者数約 6,200 人、その割合は約 9%です。参加されなかった 91%の方は重大な事業計画を把握をし、納得されているのでしょうか。

しかも、その町政懇談会は約 1 時間でしたが、懇談内容も新庁舎建設、工業団地整備、商業施設誘致、デマンドバスの運用開始と盛りだくさんであり、新庁舎建設に的を絞ったものではありませんでした。

また、活発な質疑応答がなされなかったという声も聞こえてきております。それはなぜか、町民が熟慮するに十分な情報や時間がなかったためであるとも言えます。

これまでに町民への説明が尽くされ、また多くの町民の声に対し、真摯に耳を傾けられたとはいえず、よって、町民の将来を左右するこの議案に私は反対をいたします。以上であります。

#### ○議長（浪瀬真吾君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。7 番、口木俊二議員。

#### ○7 番（口木俊二君）

私は、令和 8 年度の当初予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

東彼杵町庁舎は、本館部分が昭和 36 年の建築で、法定耐用年数をはるかに超え、耐震基準を満たしていないことから、令和元年 10 月に町職員による東彼杵町新庁舎検討委員会を設置し、検討を始められています。これまでに幾度となく議論されてきました。

岡田町長も、これまでに令和 4 年に 29 地区、令和 7 年に 25 地区の自治会と町政懇談会の場を設けて、新庁舎計画について説明をされております。

説明をする中で、一部の町民からは反対意見もあったようですが、大半は前向きにとられているように思われます。

新庁舎建築の候補地として、初めは5か所の候補地があり、総合会館への移転や旧教育センター分室一帯もありましたが、総合会館は耐震化はされていますが、現在の国の耐震基準は満たしていません。

また、総合会館に移転するとしても、耐震化改装や増築等、相当な費用がかかってきます。

旧教育センター分室一帯は調査した結果、一部河岸浸食区域となっており、候補地としては断念せざるを得ない結果となっております。

そして、現在の庁舎は本館と増築された部分には亀裂が入っており、安全性に問題があり、非常に危険で、有事の際には大きな事故に繋がりがねません。職員も業務に支障が出るかもしれません。

議会としても、令和3年9月に庁舎整備特別委員会を設置し、議論を重ねてきました。

バリアフリー化だったり、ユニバーサルデザインを取り入れたり、町民の方が利用しやすいような庁舎でなければいけないと思っています。

3年前、議会では埼玉県小鹿野町の庁舎を視察した折には新庁舎建設に異論はなかったように思います。

肝心なことは、これからは庁舎が防災拠点として役割を備えていかなければなりません。町民を守るための施設でもあります。全体的な予算を見ても、町民に寄り添った予算編成になっておりません。

継続費に令和8年度から令和11年度までの4年間庁舎整備事業費として計上されていますが、町民の方が安全で安心して利用できる新庁舎建設が計画どおりに前進することを願うものとして、令和8年度予算に賛成をいたします。以上です。

#### ○議長（浪瀬真吾君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

ないですね。

次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、構浩光議員。

#### ○3番（構浩光君）

私は賛成の立場で発言したいと思います。

例えばですね、今の庁舎ですね、かなり亀裂が入っております。これがいつ壊れてもですね、おかしくないような状況となっております。早急にですね、庁舎を造ることが一番の町民にとっての願いだと思っております。

例えば、他所ににですよ、造っても、改修費用がかなりかかってきます。それよりも新庁舎をですね、建てることによって、1か所で事務処理ができることが町民にとって一番良いことだと私は理解しております。

ですので、今回の当初予算については賛成の立場で発言しました。以上です。

#### ○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（浪瀬真吾君）

ないようですので、これで議案第18号の討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告に決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 18 号令和 8 年度東彼杵町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 7  | 議案第 19 号 | 令和 8 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算<br>(委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第 8  | 議案第 20 号 | 令和 8 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)    |
| 日程第 9  | 議案第 21 号 | 令和 8 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)      |
| 日程第 10 | 議案第 22 号 | 令和 8 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)     |
| 日程第 11 | 議案第 23 号 | 令和 8 年度東彼杵町水道事業会計予算<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)          |
| 日程第 12 | 議案第 24 号 | 令和 8 年度東彼杵町下水道事業会計予算<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)         |

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 7、議案第 19 号令和 8 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算、日程第 8、議案第 20 号令和 8 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 9、議案第 21 号令和 8 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 10、議案第 22 号令和 8 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 11、議案第 23 号令和 8 年度東彼杵町水道事業会計予算、日程第 12、議案第 24 号令和 8 年度東彼杵町下水道事業会計予算、以上 6 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。予算審査特別委員長、児玉隆行議員。

○予算審査特別委員長（児玉隆行君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 19 号 令和 8 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

2 審査年月日

令和 8 年 3 月 10 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、税財政課長及び係長に出席を求め委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 万 4000 円（前年度比 9 万円増）とするものである。

歳入の主なものは繰越金 30 万 8000 円、歳出の主なものは総務管理費 35 万 3000 円となっている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。次に。

1 付託された事件

議案第 20 号 令和 8 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

2 審査年月日

令和 8 年 3 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、長寿ほけん課長及び係長の出席を求め委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 7500 万円（前年度比 3000 万円減）とするものである。

歳入の主なものは、保険税 1 億 6732 万 1000 円、県支出金 8 億 834 万 8000 円、繰入金 9155 万 6000 円である。

保険税では医療給付費 1 億 1232 万円、後期高齢支援分 3456 万円が計上されている。

歳出の主なものは、総務費 1256 万円、保険給付費 7 億 8541 万 2000 円、国民健康保険事業費納付金 2 億 5126 万 9000 円である。

なお、医療費の算出にあつては、令和 7 年度実績によって推移を見込み、総額で 6 億 7670 万円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。続きます。

1 付託された事件

議案第 21 号 令和 8 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

2 審査年月日

令和 8 年 3 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、長寿ほけん課長及び係長の出席を求め委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 4000 万円（前年度比 4700 万円減）とするものである。

歳入の主なものは、保険料 1 億 5500 万 1000 円、国庫支出金 2 億 1024 万 9000 円、支払基金交付金 1 億 9918 万円、繰入金 1 億 5734 万 2000 円である。

歳出の主なものは、総務費 3241 万 8000 円、保険給付費 7 億円、地域支援事業費 1 億 318 万 5000 円である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で町内老人保健施設の閉鎖による介護サービスの低下が発生しないよう

に努められたいとの要望がありました。

続きまして。

1 付託された事件

議案第 22 号 令和 8 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

2 審査年月日

令和 8 年 3 月 11 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、長寿ほけん課長及び係長の出席を求め委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6000 万円（前年度比 990 万円増）とするものである。

歳入の主なものは、保険料 9790 万円、繰入金 5480 万 9000 円である。

歳出の主なものは、総務費 1217 万 4000 円、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 4639 万 2000 円である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

続きまして。

1 付託された事件

議案第 23 号 令和 8 年度東彼杵町水道事業会計予算

2 審査年月日

令和 8 年 3 月 12 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長、課長補佐及び係長の出席を求め委員会を開催しました。

収益的収入は、営業収益 1 億 949 万 5000 円、営業外収益 1 億 3257 万 1000 円等で総額 2 億 4206 万 7000 円である。

収益的支出は、営業費用 2 億 3745 万 4000 円、営業外費用 1555 万 8000 円等で総額 2 億 5351 万 4000 円である。

資本的収入は、企業債 7360 万円、工事負担金 2000 万円、補助金 2000 万 1000 円、出資金 3201 万 6000 円等で総額 1 億 4561 万 8000 円である。

資本的支出は、建設改良費 1 億 5653 万 7000 円、企業債償還金 3815 万 9000 円等で総額 1 億 9621 万 7000 円である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、令和 8 年度は水道料金の基本料金減免を 8 か月間実施するため、水道事業全体の総収入が総支出額を 6204 万 6000 円下回る赤字予算となっている。

また、工事の施工にあたっては、地域住民への周知徹底と安全管理に努められたいとの意見がありました。

続きまして。

1 付託された事件

議案第 24 号 令和 8 年度東彼杵町下水道事業会計予算

2 審査年月日

令和8年3月12日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、水道課長及び係長の出席を求め委員会を開催しました。

収益的収入は、営業収益 5865 万 1000 円、営業外収益 2 億 5553 万 6000 円等で総額 3 億 1419 万 1000 円である。

収益的支出は、営業費用 2 億 5857 万 4000 円、営業外費用 2845 万 4000 円等で総額 2 億 8729 万 9000 円である。

資本的収入は、企業債 6540 万円、補助金 1 億 2615 万円、負担金 3653 万 7000 円等で総額 2 億 9567 万 6000 円である。

資本的支出は、建設改良費 2 億 5089 万 5000 円、企業債償還金 1 億 4172 万 3000 円等で総額 3 億 9330 万 4000 円である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致可決すべきものと決定しました。

なお、令和7年度より実施している処理場汚泥処理設備更新工事が令和8年度に完了し、令和9年度から第2期更新計画が予定されている。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、委員長報告に対する質疑を終了します。

これから、議案第19号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで議案第19号の討論を終わります。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第19号令和8年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、議案第20号の討論を終わります。

これから、議案第 20 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 20 号令和 8 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、議案第 21 号の討論を終わります。

これから、議案第 21 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 21 号令和 8 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、議案第 22 号の討論を終わります。

これから、議案第 22 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 22 号令和 8 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、議案第 23 号の討論を終わります。

これから、議案第 23 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 23 号令和 8 年度東彼杵町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号の討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、議案第 24 号の討論を終わります。

これから、議案第 24 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（浪瀬真吾君）

起立多数です。

したがって、議案第 24 号令和 8 年度東彼杵町下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

### 日程第 13 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 13、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員長及び産業建設文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

## 日程第 14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

### ○議長（浪瀬真吾君）

日程第 14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配布いたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 8 年第 1 回東彼杵町議会定例会を閉会します。

閉 会・閉 議（午前 11 時 31 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 児玉 隆行

署名議員 構 浩光